

新たに国の講ずべき措置として規定することが考えられる事項
(議論のたたき台)

以下について、基本法である雇用対策法第4条第1項各号に、国の講ずべき施策のインデックスとして位置づけ、施策の方向性を表すことが考えられる。

なお、当該施策の方向性に沿った具体的な措置内容については、これを個別法に規定することにより、初めて効力を生ずることとなる。

① 若年者対策

- ・ 職業意識の喚起
- ・ 実践的な職業能力の開発
- ・ その他若者の就業の促進

に係る施策の充実

② 雇用管理の改善

- ・ 労働力の確保及び良好な雇用機会の創出のための雇用管理の改善

に係る施策の充実

③ 女性に係る対策

- ・ 妊娠、出産、育児等を機に退職した女性労働者の円滑な再就職の促進
- ・ 母子家庭の母、寡婦の雇用の促進
- ・ その他女性の就業の促進

に係る施策の充実

④ 年齢に関わりなく働き続けることができる社会の実現

- ・ 定年の引上げ、継続雇用制度の導入の円滑な実施（既存）
- ・ 再就職の促進
- ・ 多様な就業機会の確保
- ・ その他高齢者等に係る年齢に関わらない就業の促進

に係る施策の充実

⑤ 障害者雇用対策

- ・ 事業主、障害者等に対する援助
- ・ 障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションに係る施策の充実

⑥ 地域雇用対策

- ・ 雇用機会が不足している地域等における労働者の就業の促進に係る施策の充実

⑦ 外国人労働者対策

- ・ 専門的、技術的分野の外国人労働者の活用促進
 - ・ 適正・円滑な需給調整や能力発揮のための雇用管理の改善
 - ・ 再就職の促進
- に係る施策の充実

⑧ 不安定な雇用状態の是正

- ・ 不安定な雇用状態の是正を図るための就業形態、雇用形態等の改善に係る施策の充実

⑨ 失業の予防

- ・ 事業活動の縮小等に伴う失業の予防
- に係る施策の充実